

叙勲・褒章受章

おめでとうございます

平成26年秋の叙勲 瑞宝単光章

市毛 陽子さん(鯉淵) 元茨城県立中央病院看護局長

平成26年秋の褒章 藍綬褒章

打越 利治さん(長兎路) 元農林業センサス調査員

国民健康保険に加入の皆さんへお知らせ

平成27年1月から高額療養費が変わります

70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が次のように変更になります。今回の改正は、所得の低い方に配慮したうえで、所得要件を3つから5つに細分化することで、皆さんの負担能力に応じた医療費負担にするためのものです。

※なお、70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。

〈平成26年12月まで〉

区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位 所得者	基礎控除後の所得 600万円超	150,000円+(総医療費 -500,000円)×1% 〈多数回該当:83,400円〉
B 一般 所得者	基礎控除後の所得 600万円以下	80,100円+(総医療費 -267,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉
C 低所得者	住民税非課税	35,400円 〈多数回該当:24,600円〉

〈平成27年1月から〉

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+(総医療費 -842,000円)×1% 〈多数回該当:140,100円〉
イ	基礎控除後の所得 600万円超~ 901万円以下	167,400円+(総医療費 -558,000円)×1% 〈多数回該当:93,000円〉
ウ	基礎控除後の所得 210万円超~ 600万円以下	80,100円+(総医療費 -267,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 〈多数回該当:44,400円〉
オ	住民税非課税	35,400円 〈多数回該当:24,600円〉

※受診者ごと、医療機関ごと(同一医療機関でも内科と歯科、入院と外来は別々)に計算します。

※多数回該当とは、過去12か月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

※所得の申告がない方も上位所得者とみなされます。

高額療養費制度とは?

1か月の医療費の自己負担額が、一定の額(自己負担限度額)を超えて高額になったとき、高額療養費としてその超えた分が国保から払い戻される制度です。自己負担限度額は、70歳未満か70~74歳かどうかで異なり、また所得によっても異なります。

※入院時の食事代や差額ベット代、保険適用外の医療費は高額療養費の対象外となります。

【問合せ】 保険年金課(内線144・140) 笠間支所市民窓口課(72124) 岩間支所市民窓口課(73182)



やさしい保険プラザ

友部スクエア店

笠間市住吉1364-1

☎0120-650-121

営業時間 10:00~20:00

【相続について②】
 今回は「増税傾向にある相続税改正に備え、生命保険を活用した対策を一緒に考えてみましょう。」
 まずは生命保険の非課税枠を活用しましょう。生命保険の死亡保険金は受取人が相続人である場合「500万円×法定相続人数」非課税限度額となり、例えば法定相続人が妻と子ども2人の場合「500万円×3人=1500万円」で1500万円まで無税で受け取ることができます。死亡保険金は現金で受け取ることができるため、遺産分割の際にも生命保険は有効です。
 その他「ご両親が課税価格を超える財産を持っていて、やがて相続税を払わなくてはならない」というケースでも生命保険を活用することができます。ご両親が元気づち「贈与」という方法で財産を移転することも、検討してみてくださいいかがでしょうか。
 どちらのケースでも生命保険を利用した「相続税対策をとることができる」といえます。いざという時に困らないために、この機会に相続について考えてみませんか? 「やさしい保険プラザ」友部スクエア店では無料相談を承っています。お気軽にご連絡ください。